新たなＩＣＴサービスの研究開発を行う民間企業等の皆さんへ

総務省支援事業

デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発

この制度は、総務省が、高齢者・障害者向けＩＣＴサービスの充実を図る、研究開発を行う企業等の取組を支援するものです。

ホームページアドレス

https://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/joho\_tsusin/b\_free/b\_free03.html

お問い合わせ先

総務省　情報流通行政局　情報流通振興課　情報活用支援室

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2　中央合同庁舎第2号館

電話　03－5253－5743

FAX　03－5253－6041

# 制度の目的

この制度は、高齢者・障害者の利便の増進に資する、通信・放送サービスの研究開発を行う民間企業等に対して、その研究開発資金の一部を補助することによって、高齢者・障害者向けの、通信・放送サービスの充実を図ることを目的としています。

# 対象となる研究開発

この制度の対象は、先進的な通信・放送技術の研究開発であって、その成果によって、高齢者・障害者に有益な、新しい通信・放送サービスをもたらすもの、または、現在行われている通信・放送サービスを高度化し、高齢者・障害者に有益なものとなる研究開発です。

# 補助対象となる要件

補助対象となるためには、次の要件を満たすことが必要となります。

　１．補助対象事業を的確に遂行するに足る、研究開発能力を有すること。

　２．研究開発のための資金調達が、自己のみでは困難なこと。

　３．補助対象事業を的確に遂行するのに必要な経費のうち、自己負担分の調達に関して、充分な能力を有すること。

　４．補助対象事業に係る経理、その他の事務について、的確な管理体制および処理能力を有すること。

　５．補助対象事業となる研究開発が、交付申請する年度を含み、３年度以内に完了すること。

# 助成内容

補助対象事業を行うために必要な直接経費の、２分の１に相当する額と、所定の計算方法に基づいて算出される、間接経費の合計額を補助します。

ただし、直接経費の２分の１に相当する額が、３千万円を超える場合は、３千万円が上限となります。

なお、補助対象が身体障害者等支援研究開発に該当する場合は、この上限金額が４千万円となります。身体障害者等支援研究開発とは、通信・放送サービスの利用に身体機能上制限を受ける者が、円滑に通信・放送サービスを利用できるようにする情報の入出力に係る技術に関する研究開発のことです。

# 助成事例

１

研究開発事業名：マルチメディアDAISYの自動制作・利用システムの障害者支援研究開発事業者名：シナノケンシ株式会社

助成年度：平成24年～25年度

研究開発概要・成果：印刷物から抽出したテキストと肉声音声を同期させたマルチメディアDAISYを自動制作するとともに、即時にスマートフォン、タブレット端末での利用が可能なシステムを実現することで、読字障害者が必要な時に、いつでもどこでも情報の入手が可能となる。平成27年1月、マルチメディアDAISY／テキストＤＡＩＳＹ製作ソフトウェア「PLEXTALK Producer」として販売開始。

事業者によるコメント：本助成事業により、機能の有効性を実証実験を通じて確認することができ、平成27年1月に商品化を行うことができました。現在では、DAISY教科書の製作や、教育現場での教材のDAISY化に、活用されています。

参考URL：http://www.plextalk.com/jp/education/products/producer/

２

研究開発事業名：聴覚障害者向け会議支援システムの研究開発

事業者名：富士通株式会社

助成年度：平成25年～27年度

研究開発概要・成果：コンパクトで持ち運べ、手軽に参加できる会議システムを実現して、文字によるコミュニケーションと、ビジュアルによるコミュニケーションシステムの開発を実施。平成27年5月、聴覚障害者参加型コミュニケーションツール「FUJITSU Software LiveTalk」として販売開始。

事業者によるコメント：聴覚障害者との会議システムとしてスタートしたLiveTalkですが、翻訳機能も追加し外国人との会議でも利用されるまで、用途を拡大できました。

参考URL：http://www.fujitsu.com/jp/group/ssl/products/livetalk/

# 研究開発から事業化までの流れ

民間企業等の事業者は、総務省が行う公募に対して、研究開発テーマの提案と、補助金交付の申請をします。

総務省では、学識経験者、有識者等からなる評価会において、評価を実施、これを参考にして採択案件を決定します。

研究開発終了時、補助対象事業者は、研究開発の成果と、実績報告書を提出します。総務省は、その報告書の内容を審査し、補助金を交付します。また、評価会において研究開発の事後評価を実施し、成果概要や事後評価結果等を公表します。

また、補助対象事業者は、研究開発終了後、5年間、企業化報告書を提出します。

身体障害者向け通信・放送サービスの提供を行う民間企業等の皆さんへ

情報バリアフリー通信・放送役務提供・開発推進助成金

# 制度の概要

この制度は、総務省が、国立研究開発法人　情報通信研究機構を通じて、身体上の障害のため、通信・放送役務を利用するのに支障のある人が、これを円滑に利用できるよう、通信・放送役務の提供、又は開発を行う民間企業等に対して、必要な資金の一部を助成するものです。

# 支援スキームと支援内容

民間企業等の事業者は、情報通信研究機構が行う公募に対して、助成金交付の申請をします。

情報通信研究機構では、学識経験者や有識者等からなる、評価委員会において、評価を実施、これを参考にして採択案件を決定します。

助成金の対象となる経費は、助成対象事業を行うために、直接必要となる経費です。単年度あたり、助成対象経費、の２分の１の額が限度となります。

# これまでの助成事例

本助成金の交付を受けて、提供されている、通信・放送役務の事例については、情報通信研究機構のホームページに掲載されています。

ホームページアドレス

http://barrierfree.nict.go.jp/nict/promote/index.html